

消費生活センターの共同設置に関する協定

日進市及び東郷町（以下「連携市町」という。）は、次のとおり協定を締結する。

第1条 本協定は、連携市町が、尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定の趣旨に基づき、共同実施する事項を確認することを目的とする。

第2条 連携市町は、次に掲げる事項について具体的な事業方法を検討し、共同実施するものとする。

消費生活センターの共同設置に関すること。

第3条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、連携市町が協議して定めるものとする。

協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、連携市町署名捺印して、各1通を保有するものとする。

平成29年3月16日

日進市長

萩野幸三



東郷町長

川瀬雅喜

